



2020年3月25日

各 位

上場会社名	株式会社三越伊勢丹ホールディングス
代表者	代表取締役社長執行役員 杉江 俊彦 (コード：3099 東証第1部、福証)
問合せ先責任者	チーフオフィサー室広報・IRディビジョン長 神山 大 (TEL. 03-6730-5003)

指名委員会等設置会社への移行について

株式会社三越伊勢丹ホールディングス（本社：東京都新宿区、代表取締役社長執行役員（CEO）：杉江俊彦）は、本日開催の取締役会において、2020年6月開催予定の当社定時株主総会での承認を前提に、下記のとおり監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行する方針を決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 移行の背景と目的

三越伊勢丹グループは、創業以来常に時代の変化に合わせてビジネスモデルを革新し、変化し続けてきました。当社グループを取り巻く環境変化はますます激しさを増していますが、「人と時代をつなぐ三越伊勢丹グループ」を掲げる当社グループは、将来にわたる持続的な成長を可能とするために、この変化をチャンスととらえ、日々、変革にチャレンジしています。

2008年の株式会社三越伊勢丹ホールディングス発足以降、当社は企業統治形態としては監査役会設置会社を選択しつつ、社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会を毎年10回以上開催する等、実効性の高いコーポレートガバナンス体制を構築・継続してまいりました。

今般、将来を見据え一層のガバナンスの高度化を図ることが重要と考え、指名委員会等設置会社への移行を2020年6月開催予定の当社定時株主総会にお諮りする方針を決議いたしました。

当社が指名委員会等設置会社へ移行することで実現したい姿は、以下のとおりです。

- ・執行と監督の役割を明確に分離し、取締役会はグループの大局的な方向付けと、業務執行に対する監督・モニタリングに特化します。これにより、取締役会の監督機能が強化され、迅速な業務執行が可能となると考えます。

・法定の指名委員会、報酬委員会、監査委員会を設置し、経営トップの選解任等のガバナンス上で重要な取組みを、社外取締役主導のもと客観性・透明性高く実施します。

2. 移行後のガバナンス体制

取締役会の構成は社外取締役を過半とする等、経営の監督と執行のモニタリングに適した体制とし、執行役への権限委譲を進め、取締役会は経営課題等の大局的な議論を行う場といたします。

また、法定の指名委員会、報酬委員会、監査委員会は社外取締役の実質的な主導で運営し、社外取締役が「指名」や「報酬」等について主体的に判断できるよう様々な工夫・改善に取り組むとともに、監査委員会は、その監査機能が十分に発揮されるよう、実効性と独立性の両面を確保した体制・運営に努めます。

3. 移行の時期

2020年6月に開催予定の当社の第12回定時株主総会にて必要な定款変更について承認いただき、同総会終結の時をもって指名委員会等設置会社へ移行する予定です。

4. その他

定款変更の内容、役員人事等を含む移行に関する詳細については、今後決定次第お知らせいたします。

以上